

山形県企業局談合情報対応マニュアル

本マニュアルは、「山形県企業局談合情報対応要領」第2条により定めるものである。

第1 一般原則

1 入札談合に関する情報の定義

本マニュアルにおいて、入札談合に関する情報（以下、「情報」という）とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に規定する「不当な取引制限」、刑法第96条の6に規定する「公契約関係競売等妨害」（いずれもそのおそれのある行為を含む。）及びその他公正な入札執行を阻害するおそれのある行為に関する次のいずれかに該当する情報をいう。

- イ 受注調整に用いた資料その他談合に関する物証等（メモ、ノート、資料の写し、音声データ等）が示されている情報
- ロ 談合に関与したとされる業者又は落札予定とされる業者が特定されている情報
- ハ 情報提供者の氏名・連絡先が明らかな情報（情報提供者が報道機関の場合は、情報源が匿名の者による情報提供である時を除く。）
- ニ 談合が行われたとされる日、場所及び談合の方法が特定されている情報
- ホ その他談合に関与した者以外に知り得ないと思われる情報

ただし、イからホにかかわらず、情報の内容が既に公表された情報に基づいている場合は、情報として取り扱わないものとする。

2 談合情報の確認、通報

建設工事、業務委託及び物品購入（以下「発注案件」という。）について、情報があった場合には、当該情報を受けた課長等は、可能な限り当該情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認の上、直ちに当該発注案件を所管する本局及び各事業所の公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局へ通報すること。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により、情報を把握した場合にも調査委員会の事務局（以下「事務局」という。）へ通報すること。

3 報告

事務局は、2により情報の通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うこと。

なお、委員長と業務を所管する長が異なる場合は、併せて当該長にも報告（手続きの各段階における報告も含む。）すること。

また、事務局において新聞等の報道により、情報を把握した場合も報道に基づき報告書にまとめ、報告を行うこと。

4 調査委員会の招集及び審議

委員長は、3により事務局から報告を受けた場合は、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて、調査委員会を招集して審議するものとする。

5 企業局長への報告

事務局は、情報を把握した場合には、報告書等により速やかに企業局長（以下「各部局長」という。）にも報告するものとする。この場合、事業所の事務局が把握した情報については、当該事業所を所管する本局所管課長を経由するものとする。また、各部局長は、会計局長または県土整備部長に当該報告を行うものとする。なお、情報についての対応を決定した時点等、手続きの各段階においても同様とする。

6 報道機関への対応

事務局は、調査委員会の審議結果を報道機関に発表するものとする。また、調査委員会が審議により、当該情報を調査に値する情報（以下「談合情報」という。）と判断した場合は、その事実経過及び今後の対応方法等についても発表するものとする。なお、情報の提供については、公正取引委員会の審査の妨げにならないよう留意して行うこと。

7 公正取引委員会への報告

各部局長は、談合情報の対応状況及び結果について、原則として、逐次公正取引委員会に報告するものとする。

8 会計局長又は県土整備部長への報告

各部局長は、談合情報の対応状況及び結果について、次の区分により速やかに会計局長又は県土整備部長に報告すること。

- ① 発注案件が建設工事に係る業務委託（「除雪等業務委託」（競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等、工事材料）にある役務（①除雪、②道路・河川等に係る維持修繕、③土木施設に係る設備・機器保守点検、④植栽等管理、⑤支障木伐採、⑥森林整備）をいう。以下同じ。）を含む）以外の業務委託及び物品購入である場合 会計局長
- ② 発注案件が建設工事及び建設工事に係る業務委託（「除雪等業務委託」を含む）である場合 県土整備部長

9 警察本部との緊密な連携

各部局長は、談合阻止のため、警察本部と緊密な連携をとるものとし、警察本部との連携にあつては上記「7公正取引委員会への報告」の規定を準用し、報告するものとする。

10 入札監視委員会への調査及び審議の依頼

(1) 次に掲げる談合情報については、「山形県入札監視委員会設置要綱」に基づく知事の依頼により、入札監視委員会において、調査及び審議を行う。

- ① 県が発注した予定価格1億円以上の建設工事等に係る談合情報
- ② その他特に知事が必要と認めたもの

(2) 前項の知事の依頼に係る事務手続きは、調査委員会が別記様式第1号により行うものとする。

第2 入札監視委員会に調査及び審議を依頼しない場合の対応

1 落札決定前に情報を把握した場合

(1) 事情聴取

調査委員会は、談合情報にかかる事情聴取を行う場合は、入札参加資格があると認められた者（指名競争入札の場合は指名通知業者）全員に対して事情聴取を行うこと。ただし、当該談合情報の状況等により、辞退届等により入札書未提出者を除くことができる。事情聴取の対象者は、原則として契約締結権を有する者とする。事情聴取の際に、契約締結権を有する者が出席できない場合は、受任者が委任状を持参すること。以下の項の事情聴取についても同様。）また、事情聴取は、原則として、次により実施するものとする。

①入札書受付開始日以前に調査委員会が談合情報と判断した場合

調査委員会が入札書受付開始前（電子入札案件以外の書面入札（以下「書面入札」という。）の場合は「入札開始前」）までに談合情報と判断した場合は、入札書受付開始（書面入札の場合は「入札開始」）を保留し、事情聴取を実施するものとする。なお、入札書受付開始前であっても、システム上、入札書受付開始を保留できない場合は次の②によるものとする。

②入札書受付期間中に調査委員会が談合情報と判断した場合

調査委員会が入札書受付期間中に談合情報と判断した場合は、当該入札における入札参加者の行動等に影響を及ぼさないために、入札書受付期間中に事情聴取を実施せず、入札書受付期間の終了後、開札を保留したうえで、事情聴取を実施するものとする。ただし、当該談合情報が報道等により公になった場合は、この限りではない。

③入札書受付期間終了後から落札決定前までに調査委員会が談合情報と判断した場合

開札（書面入札の場合は「入札」）を保留し、事情聴取を行うものとする。

事情聴取結果については、事情聴取書を作成すること。又、事情聴取において資料等が提出された場合は、当該資料を事情聴取書に添付しておくこと。

(2) 談合の事実があったと認められる場合（「その疑義を払拭できない場合」を含む）の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合（「その疑義を払拭できない場合」を含む）には、入札の執行をとりやめるものとする。

(3) 談合の事実があったとは認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から入札誓約書を提出させ、入札執行後に談合の事実が明らかになった場合には入札を無効とする旨、契約書には解除条項、違約金特約条項が盛り込まれている旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書を提出させる際は、誓約書を提出したにもかかわらず談合の事実が明らかになった場合は、指名停止期間が加重となる旨も併せて説明すること。

なお、調査委員会は、談合情報の内容や事情聴取結果によっては次の措置をとることができるものとする。

- ・ 入札を延期し、当初の入札参加者の外に入札参加者を追加する。(指名競争入札の場合は指名により、一般競争入札の場合は再度の公告により行う。)
- ・ 入札前にくじ等により入札参加者を減じたうえで入札を執行する。

2 落札決定後に情報を把握した場合

(1) 契約(仮契約を含む。)締結以前の場合

① 調査委員会への報告

情報があった場合には、契約を保留し調査委員会に報告しその取扱いを審議すること。

調査委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は落札者と契約をすること。

② 事情聴取

調査委員会の審議の結果、情報が「調査に値する」と判断され、事情聴取が必要と認められた場合は、入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取の結果については事情聴取書を作成すること。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とするものとする。

④ 談合の事実があったとは認められない場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったとは認められない場合には、落札者から誓約書を提出させた上、契約を締結すること。

なお、誓約書を提出させる際は、誓約書を提出したにもかかわらず談合の事実が明らかになった場合は指名停止期間が加重となる旨、契約書には解除条項、違約金特約条項が盛り込まれている旨も併せて説明すること。

(2) 契約締結後(工事完成等による契約履行後も含む)の場合

① 調査委員会への報告

情報があった場合には、調査委員会に報告してその取扱いを審議すること。

② 事情聴取

調査委員会の審議の結果、情報が「調査に値する」と判断し、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。事情聴取の結果については、事情聴取書を作成すること。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事等の進捗状況を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、工事完成等による契約履行後の場合は、違約金等が発生することになるので、その取扱いについて、当該事業を所管する本庁等の所管部局等に協議し、対応するものとする。

3 調査に値しないと判断した場合

調査委員会は、調査に値しないと判断した場合においても、必要であると認められる場合は、入札執行前に誓約書を提出させ、注意を促して入札を執行することを選択することができるものとする。

第3 入札監視委員会に調査及び審議を依頼する場合の対応

1 調査委員会の事前調査等

調査委員会は、入札監視委員会の調査及び審議の前に、次により事前調査等を行うものとする。

- (1) 談合情報であるかの判断を行い、談合情報と判断した場合には、事情聴取を実施する。
- (2) 談合情報と判断しなかった場合は、当該判断の結果を入札監視委員会に付議する。この場合、入札監視委員会において談合情報と判断するのが相当とされた場合は、すみやかに事情聴取を実施する。
- (3) 事情聴取結果について、調査委員会は検討を行ったうえで、入札監視委員会において検討結果等を説明する。

2 事情聴取の方法等

事情聴取は、前記「第2 入札監視委員会に調査及び審議を依頼しない場合の対応」の1及び2により実施する。

3 入札監視委員会における審議結果の取扱い等

入札監視委員会は、当該入札等（契約も含む。）の取扱いにかかる審議結果を別記様式第2号により通知する。

調査委員会は、入札監視委員会の審議結果に従い対応するものとする。

附 則

このマニュアルは平成16年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルの一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルの一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルの一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このマニュアルの一部改正は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別記

様式第1号(例)【入札監視委員会への調査及び審議依頼】

番 号
年 月 日

山形県入札監視委員会委員長 殿

山形県知事名

入札監視委員会への調査及び審議について(依頼)

このことについて、下記の建設工事等の入札談合に関する情報がありましたので、山形県談合情報対応マニュアル第1の10により、調査及び審議を依頼します。

記

建設工事等の名称

発注担当課

予定価格 円

【予定価格事後公表(試行)の場合は、事後公表と記載。】

添付資料(例)

- ・ 談合情報報告書(写)
- ・ 発注案件の概要等(事業の概要、指名業者選定審査会資料等、入札公告、入札説明書、設計書等)
- ・ 事情聴取結果
- ・ 入札参加状況等(積算内訳書等)
- ・

様式第2号（例）【入札監視委員会の審議結果通知】

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

山形県入札監視委員会
委員長 ○○○○

入札監視委員会の審議結果について

○年△月◇日付け（番号）により依頼のありましたこのことについて、下記のとおり審議結果を通知します。

記

審議の結果 { (理 由 等) } により、
(例)
・ 談合の事実及び疑義は確認されないこと
・ 談合の事実は確認できなかったが、なお、その疑義は払拭できないこと

・
・
・

本件入札については { (例)
・ 継続して執行するのが適當。
・ 入札を中止するのが適當。 }
・
・
・